

総 発 第 1 7 7 号
令和 5 年 8 月 2 8 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和 5 年 7 月 2 5 日付け監発第 4 7 号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「社会福祉協議会運営費補助金」 （健康福祉部福祉企画課）
上記補助金の対象者 《社会福祉法人酒田市社会福祉協議会》

【指摘事項】

新・草の根事業への補助金について（社会福祉法人酒田市社会福祉協議会）
（健康福祉部福祉企画課）

新・草の根事業については、事業費 15,286,903 円の全額を酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が 36 か所の学区・地区社会福祉協議会に補助金として交付し、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱により、事業費の 5/10 を市補助金として協議会に交付している。

協議会が定めた新・草の根事業補助金交付要綱第 6 条において、実績報告書に基づき補助金の額を確定することとされているが、合同研修事業及びふれあい給食事業について、事業実績が要綱別表に定める基準に満たない場合であっても、当初の交付決定額をそのまま確定額としているものが相当数確認された。また、市も監査で指摘されるまで学区・地区社会福祉協議会から提出された新・草の根事業の実績報告書を確認しないまま、協議会から提出された実績報告書の額を確定額としていた。

協議会は、事業の履行状況を確認するとともに、新・草の根事業補助金交付要綱にのっとり適正に事務処理すること。

市は実績報告書の確認を適切に行い、適正な補助金交付事務を行うこと。

■措置内容

適正な補助金交付事務を行うため、今後は、学区・地区協議会の作成した実績報告書を酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱第7条第1号の補助資料として提出を求め、確認を行う。

また、協議会には、令和5年度の新・草の根事業について各学区・地区協議会に対し、要綱に即した事業の実施を指導するよう指示する。

なお、今般、新・草の根事業補助金交付要綱第3条別表の補助基準に満たない場合については、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修事業において予定の回数を満たせないものや、配食事業において会食を中止したことによる配食回数の上限を超過したものがあつたという事情を鑑み、交付決定額を確定額とし、酒田市社会福祉協議会運営費補助金を交付するものとする。

(社会福祉法人酒田市社会福祉協議会)
(健康福祉部福祉企画課)

【意見】

酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱について (健康福祉部福祉企画課)

酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第2条別表では、協議会の運営に要する人件費について、(1) 酒田市社会福祉協議会役員報酬等に関する規程、酒田市社会福祉協議会嘱託職員取扱要綱及び酒田市社会福祉協議会職員継続雇用制度規則に基づいて支給された報酬、(2) 酒田市社会福祉協議会職員給与規程、酒田市社会福祉協議会職員継続雇用制度規則及び酒田市社会福祉協議会臨時職員取扱規則に基づいて支給された給与のうち給料、諸手当、賃金及び厚生費 (委託事業等特定の事業に係る職員の人件費を除く。) を対象経費とし、その補助率は10/10と規定されている。

酒田市社会福祉協議会 (以下「協議会」という。) の令和4年度決算書を見ると補助対象としている法人運営事業拠点区分に次期繰越活動増減差額 (繰越金) 28,680,358円を計上している。

現行の交付要綱では、協議会の運営に要する人件費について、雇用主である協議会の負担がないまま10/10を補助対象とし、人数及び金額の上限がなく、市は協議会が申請した全額を補助金として交付している。

市からの業務委託と補助金を明確に区分し、協議会の運営に要する人件費については協議会の自主財源も活用するなど、交付要綱の見直しを検討されたい。

■措置内容

協議会は地域福祉の推進において中心的な役割を担っており、市の福祉政策の実現においても欠くことのできない団体であり、今後も補助金による継続的な支援は必要と考えているが、協議会の自主財源の活用を含め、業務委託と補助事業のあり方について検討を行う。次期繰越活動増減差額 (繰越金) については、地域福祉の推進や施設の利便性向上に係る費用に充当するなど、適切に活用することを指導する。

(健康福祉部福祉企画課)